資料４

障害者福祉システム

補装具情報連携_IF 仕様書

（標準準拠システム → 匿名化ツール編）

（案）

令和８（2026）年●月

厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部

当資料の内容は現在検討中であり、
今後見直す可能性があります。

改訂履歴

版	日付	概要
X.X	令和 8 年 10 月 30 日	新規作成

目次

改訂履歴 2

1. 目的・概要 3

2. 適用範囲・IF 境界 4

3. 連携対象・基本方針 4

4. 標準準拠システム側のレコード識別・履歴管理 6

4.1 標準準拠システム側のレコード識別 6

4.2 履歴番号の扱い 6

5. 初回連携・運用開始後の差分抽出仕様 7

5.1 初回連携 7

5.2 運用開始後の月次差分抽出期間 7

5.3 抽出対象・差分抽出の成立条件 7

6. 差分連携時の更新パターン 8

7. レコード構造 9

7.1 1 レコードの定義 9

7.2 識別子の位置付け・生成 9

7.3 申請 ID 生成元項目修正時の取扱い 10

8. 出力項目概要 11

9. 補装具費支給申請決定簿との対応関係 **エラー! ブックマークが定義されていません。**

9.1 決定簿項目と本 IF 項目の対応 12

9.2 決定簿にはない本 IF 追加項目 13

10. 削除・支給取消の取扱い 15

11. ファイル構成・ファイル命名 15

11.1 制御情報項目 15

12. CSV 物理仕様 16

13. 出力時の検証要件 17

13.1 ファイル単位の検証 17
13.2 レコード単位の検証 18
13.3 エラー判定の基本原則 19
14. エラー時及び連携済データ再提出時の取扱い 19
14.1 エラー発生時の取扱い 19
14.2 エラー修正後の再提出 20
14.3 「03：連携済データ再提出」の取扱い 20
14.4 初回一括データを全面的に再提出する場合 20
15. 参考資料 20

別冊「補装具情報連携_CSV 項目定義書」

1. 目的・概要

本仕様書は、自治体が利用する障害者福祉システム標準仕様書に準拠した障害者福祉システム（以下「標準準拠システム」という。）が管理する補装具費支給情報（以下「補装具情報」という。）を、厚生労働省が提供する匿名化ツールへ CSV 形式で連携するための出力仕様を定めるものである。

出力仕様として、連携対象、レコード粒度、履歴・差分管理の考え方、抽出条件、出力項目、ファイル構成、CSV 物理仕様、出力時の検証要件及びエラー時の基本的な取扱いを定めており、これにより、障害福祉サービスデータベース（以下「障害福祉 DB」という。）に補装具情報を継続的に収集することが可能になる。連携対象は標準準拠システムにおいて一度でも支給決定を経た補装具情報であり、申請中、判定中、却下又は取下げ等、支給決定に至っていない補装具情報は連携対象外とする。また、支給決定後に支給取消又は削除された補装具情報については、支給決定を経た補装具情報として履歴を含めて連携対象とする。

運用開始後の月次連携では、標準準拠システムが保持する操作年月日・操作時刻を基準として、対象期間に登録又は更新された差分データを抽出する。過去の支給決定情報を後日修正した場合も、操作年月日・操作時刻が更新されるため、通常の月次差分として抽出可能であると想定する。また、本人の住民異動情報のみが変更された場合も、対象者の補装具情報の操作年月日・操作時刻を更新し、最新の異動年月日及び異動事由を付加して月次差分として出力する。履歴番号は同一補装具情報に関する履歴確認の補助情報として扱い、月次差分の抽出及び変更有無の判定は操作年月日・操作時刻を基準とする。匿名化ツールは、ID4、申請 ID 及び匿名化支給番号等の生成、障害福祉 DB への格納対象としない識別情報の削除及びファイル暗号化等を行う。

2. 適用範囲・IF 境界

処理主体	本仕様における役割
標準準拠システム	初回連携時点で標準準拠システムが保持する、一度でも支給決定を経た補装具情報を対象として CSV 出力する。標準準拠システム移行時に引き継いだ過去データを含む。初回連携時の必須条件は、別冊「補装具情報連携_CSV 項目定義書」に定める。運用開始後は、操作年月日・操作時刻により対象期間に操作されたレコードを月次差分として CSV 出力する。
匿名化ツール	ID4 等の匿名 ID 生成、個人識別情報の削除、暗号化等を行う。
障害福祉 DB	支給決定を経た匿名化済みの補装具情報を受領し、履歴・削除状態・支給取消状態等を管理する。

- 本仕様書で定める IF（以下「本 IF」という。）の対象範囲は、標準準拠システムから匿名化ツールへの連携である（匿名化ツールから障害福祉 DB への連携仕様は別途定義する。）。
- 標準準拠システムは ID4、申請 ID、匿名化支給番号及び障害福祉 DB の内部主キーを生成しない。ID4、申請 ID 及び匿名化支給番号は匿名化ツール等の後続処理で生成し、障害福祉 DB の主キーは DB 内部で一意に採番する。
- 氏名（漢字）、住所・住所方書、手帳番号及び宛名番号は、本 IF の出力対象外とする。宛名番号は標準準拠システム内部の個人識別・レコード管理に使用される情報であるが、本 IF の CSV には出力せず、申請 ID 及び匿名化支給番号の生成元にも使用しない。人物連結には ID4 を用いる。支給番号は匿名化支給番号の生成元として匿名化ツールまで連携するが、原値は障害福祉 DB には保持しない。

3. 連携対象・基本方針

本 IF で連携する対象は、標準準拠システムにおいて一度でも支給決定を経た補装具情報とする。支給決定後に支給取消又は削除された補装具情報は連携対象に含める。一方、申請中、判定中、却下又は取下げ等、支給決定に至っていない補装具情報は連携対象外とする。

初回連携では、初回連携時点で標準準拠システムが保持する補装具情報のうち、一度でも支給決定を経た補装具情報を連携対象とする。標準準拠システムへの移行時に引き継いだ過去の支給決定情報についても連携対象とし、支給決定時期による一律の連携範囲の制限は設けない。

また、死亡、転出等を理由として過去の支給決定情報を一律に連携対象外とはせず、初回連携時点で標準準拠システムに保持されている支給決定情報を連携対象とする。

標準準拠システムへの移行時に引き継がれた過去の補装具情報については、別冊「補装具情報連携_CSV 項目定義書」において初回連携時も必須とする項目が設定されている支給決定情報を連携対象とする。

その他の項目が標準準拠システムに保持されていない場合は、自治体に過去分の補完登録を求めず、同項目定義書に定める条件に従って空欄を許容する。なお、標準準拠システムに値が保持されている場合は、当該値を出力する。

No.	事項	方針
1	連携対象	支給決定を経た補装具情報を連携対象とする。支給決定後に支給取消又は削除された情報も連携対象に含む。
2	連携対象外	申請中、判定中、却下又は取下げとなった情報で、支給決定に至っていないものは連携対象外とする。
3	レコード粒度	1 補装具＝1 レコードを基本とする。支給番号は補装具単位の業務番号として扱うが、障害福祉 DB の内部主キーには使用しない。
4	複数補装具申請	同一申請に複数補装具がある場合は、補装具ごとに別レコードとし、申請共通項目を各行に繰り返して設定する。
5	運用開始後の差分抽出	操作年月日・操作時刻により、支給決定を経た情報のうち対象期間に操作されたレコードのみを月次差分として出力する。
6	履歴管理	履歴番号は支給決定を経た同一補装具情報の履歴又は版を識別する補助情報として扱い、削除フラグで削除状態を管理する。月次差分の抽出及び変更有無の判定は操作年月日・操作時刻を基準とする。
7	過去データ修正	過去の決定・納入等の支給決定情報であっても、後日修正された場合は操作年月日・操作時刻が更新されるため、通常の月次差分として出力する。
8	支給取消	支給取消年月日・支給取消事由コードを保持する自治体では当該項目を設定し、削除フラグとは別項目として扱う。支給取消情報を保持しない自治体では、支給取消となった補装具レコードを削除し、削除フラグ=1 として連携する。
9	初回連携	初回連携時点で標準準拠システムが保持する、一度でも支給決定を経た補装具情報を対象とする。移行時に引き継いだ過去の支給決定情報を含む。初回連携時の必須条件及び空欄許容条件は別冊 CSV 項目定義書に従う。
10	DB 主キー	障害福祉 DB の主キーは DB 内部で一意に採番する内部キーとし、ID4、申請 ID、匿名化支給番号等は主キーとして使用しない。
11	ID4 の位置付け	ID4 は人物単位の連結・分析に用いる識別子とするが、全国での唯一性を保証するものではなく、障害福祉 DB の主キーには使用しない。
12	住民異動	補装具の支給対象者本人の死亡・転出等を分析するため、住民情報から最新の異動年月日及び異動事由を付加して連携する。住民異動情報のみが変更された場合も、対象者の補装具情報の操作年月日・操作時刻を更新し、月次差分として出力する。
13	資格状態	支給決定後に資格状態コードが「決定」以外（返還等）へ遷移することを前提とし、その状態変化も連携対象とする。状態変更時は操作年月日・操作時刻を更新し、月次差分として出力する。

4. 標準準拠システム側のレコード識別・履歴管理

4.1 標準準拠システム側のレコード識別

標準準拠システムでは、市区町村コード、宛名番号、履歴番号等の管理情報を保持する。一方、宛名番号は自治体内部の個人識別番号であるため、本 IF の CSV には出力せず、識別子生成にも使用しない。本 IF では、市区町村コード、支給番号、履歴番号、削除フラグ、操作年月日・操作時刻等を連携する。支給番号は補装具単位の業務番号として扱い、支給決定後に番号自体が変更されないことを前提とする。障害福祉 DB の内部主キーには支給番号を使用せず、匿名化ツールにおいて「市区町村コード＋支給番号」を基に生成した匿名化支給番号により、支給決定を経た同一の補装具情報を継続的に識別する。

項目	位置付け	障害福祉 DB への扱い
市区町村コード	自治体識別	自治体コードとして保持
履歴番号	標準準拠システム上の補装具情報の履歴識別情報	支給決定を経た同一補装具情報の履歴又は版を識別する補助情報として利用する。採番単位、採番体系及び更新契機は標準準拠システムの実装に従い、本 IF では特定の方式を規定しない。月次差分の抽出及び変更有無の判定は操作日時を基準とする。
支給番号	補装具支給を識別する業務上の番号	補装具単位の業務番号として扱う。支給決定後に番号自体が変更されないことを前提とする。匿名化ツールで「市区町村コード＋支給番号」を基にハッシュ値を生成し、匿名化支給番号として障害福祉 DB へ格納する。支給番号の原値は障害福祉 DB には保持しない。

4.2 履歴番号の扱い

- 標準準拠システムにおいて、支給決定を経た同一補装具情報の履歴又は版を識別するために管理されている番号等を履歴番号として設定する。
- 履歴番号の採番単位、採番体系及び更新契機については標準準拠システムの実装に従うものとし、本 IF では特定の方式を規定しない。
- 履歴番号は障害福祉 DB における履歴確認の補助情報として利用する。月次差分の抽出及び変更有無の判定は操作年月日・操作時刻を基準とする。
- 履歴番号のみを用いて変更有無を判定しない。

5. 初回連携・運用開始後の差分抽出仕様

5.1 初回連携

初回連携では、初回連携時点で標準準拠システムが保持する補装具情報のうち、一度でも支給決定を経た補装具情報を連携対象とする。連携対象には標準準拠システムへの移行時に引き継いだ過去の支給決定情報を含む。また、申請中、判定中、却下又は取下げ等、支給決定に至っていない補装具情報は連携対象外とする。

標準準拠システムへの移行時に引き継がれた過去の支給決定情報については、別冊「補装具情報連携_CSV 項目定義書」において初回連携時も必須とする項目が設定されているレコードを出力対象とする。

同項目定義書において初回連携時の空欄を許容する項目が標準準拠システムに保持されていない場合は、自治体に過去分の補完登録を求めず、空欄のまま出力する。標準準拠システムに値が保持されている場合は、当該値を出力する。

初回連携では操作年月日・操作時刻による期間抽出を行わない。

5.2 運用開始後の月次差分抽出期間

運用開始後の通常月次連携では、原則として前月 1 日 00:00:00 以上、当月 1 日 00:00:00 未満の操作日時を有するレコードを抽出する。

例	値
提出月	2026 年 10 月
抽出開始日時	2026-09-01 00:00:00（以上）
抽出終了日時	2026-10-01 00:00:00（未満）
抽出条件	抽出開始日時 ≦ 操作日時 ＜ 抽出終了日時

重要：決定日・納入日・支払日等は差分抽出の基準としない。過去の補装具情報を修正した場合も、操作日時が更新されることで月次差分に含める。

5.3 抽出対象・差分抽出の成立条件

- 過去の支給決定情報を後日修正した場合も操作年月日・操作時刻が更新されるため、運用開始後の通常月次差分として抽出可能であると想定している。
- 削除フラグが変更された場合は、操作年月日・操作時刻が更新され、削除済みレコードを CSV 出力できることが各ベンダ実装において確保されることを前提とする。
- 住民情報の異動年月日又は異動事由が変更された場合も、当該対象者の補装具情報の操作年月日・操作時刻を更新し、連携時点の最新の異動年月日及び異動事由を付加した補装具レコードを月次差分として匿名化ツールへ出力する。

6. 差分連携時の更新パターン

ケース	標準システム側の想定	IF 出力
支給決定	支給決定を経た補装具情報を登録し、操作日時を設定	対象月の差分として出力
既存情報の訂正	支給決定を経た情報の業務項目を修正し、操作日時を更新	決定日が過去でも対象月の差分として出力
新履歴の追加	支給決定を経た補装具情報について履歴レコードを追加又は更新し、当該操作に伴い操作年月日・操作時刻を更新	対象月に操作された履歴レコードを出力
削除	支給決定を経た補装具情報について削除フラグを 1 に変更し、操作年月日・操作時刻を更新する。この動作及び削除済みレコードの CSV 出力が各ベンダ実装において確保されることを前提とする。	削除フラグ=1 のレコードを出力
支給取消	支給決定後、支給取消情報を保持する場合は支給取消年月日・支給取消事由コードを設定し、操作年月日・操作時刻を更新。支給取消情報を保持しない場合は、対象レコードを削除し、削除フラグを 1 にして操作年月日・操作時刻を更新。	支給取消情報を保持する自治体は取消情報を付したレコードを出力する。保持しない自治体は削除フラグ=1 のレコードを出力し、障害福祉 DB 側で当該レコードを削除する。
借受期間終了前の廃止	借受期間終了前に借受けが廃止となった場合、廃止日を設定し、操作年月日・操作時刻を更新する。	廃止日を付したレコードを対象月の差分として出力する。廃止日は、借受期間終了前に廃止となった場合の条件付き必須項目とする。
支給決定前の変更	申請中・判定中等の情報を更新する。	出力しない
却下・取下げ	支給決定に至らず終了する。	出力しない
変更なし	操作日時の更新なし	出力しない
住民異動情報の変更	本人の最新の異動年月日又は異動事由が変更された場合も、対象者の補装具情報の操作年月日・操作時刻を更新	最新の異動年月日及び異動事由を付加した補装具レコードを対象月の差分として出力
資格状態の変更	支給決定後に資格状態コードが返還等へ変更された場合、操作年月日・操作時刻を更新	変更後の資格状態コードを付したレコードを対象月の差分として出力
申請 ID 生成元項目の修正	申請受付番号又は申請日を修正した場合、当該申請に属するすべての補装具情報の操作年月日・操作時刻を更新し、修正後の値を設定	当該申請に属するすべての補装具レコードを対象月の差分として出力。匿名化ツールで修正後の市区町村コード、申請受付番号及び申請日を基に申請 ID を再生成し、障害福祉 DB では匿名化支給番号で既存レコードを特定して申請 ID を更新

7. レコード構造

7.1 1 レコードの定義

本 IF における 1 レコードは、原則として 1 補装具に係る支給決定情報を表すものとし、1 補装具＝1 レコードとする。支給番号は補装具単位の業務番号として扱うが、障害福祉 DB の内部主キーには使用しない。

申請受付番号	支給番号	補装具コード	補装具名
A0001	S0001	H001	車椅子
A0001	S0002	H002	補聴器

同一の申請において複数の補装具について支給決定を行う場合は、支給番号を補装具ごとに設定し、各補装具をそれぞれ別レコードとして出力する。申請受付番号、申請日、決定日等の申請・決定に係る共通情報は、各補装具レコードに同一の値を設定する。

なお、本 IF で収集する補装具情報については、支給番号が支給決定後に変更されないことを前提とし、匿名化ツールにおいて「市区町村コード＋支給番号」を基に匿名化支給番号を生成する。これにより、初回連携、月次差分、訂正、削除及び連携済データ再提出を通じて同一の補装具情報を継続的に識別する。

また、納入日及び支払日については、借受け等により同一の支給番号に対して複数値が生じる場合があるため、1 補装具＝1 レコードの考え方を維持した上で、最大 12 回の繰返し項目として扱う。CSV 上では第 01 回から第 12 回までの項目を用意する。

借受けに係る基準額、法定内自己負担額及び公費負担額については、標準準拠システム側で本 IF 独自の月別展開又は再計算を行わず、標準仕様・基本データリストの管理単位に合わせ、借受初月、借受中間月、借受最終月等の項目として出力する。納入日・支払日の繰返し回次と、これらの金額項目とは対応付けない。

7.2 識別子の位置付け・生成

ID	生成元	用途	確定状況
障害福祉 DB 内部主キー	DB 内部で一意に採番	障害福祉 DB 内の各レコードを一意に識別する主キー	確定

ID	生成元	用途	確定状況
ID4	氏名カナ、生年月日、性別（既存 ID4 仕様）	人物単位の連結・分析用。唯一性を保証せず、DB 主キーには使用しない。 ID4 は、氏名カナ、生年月日及び性別を生成元として、匿名化ツールで生成する。 生年月日は CSV 上 YYYY-MM-DD 形式で受領し、匿名化ツールにおいてハイフンを除去して YYYYMMDD 形式に変換した上で ID4 生成処理に使用する。 性別は『1：男』又は『2：女』のいずれかを使用する。	既存仕様に従う
匿名化支給番号	匿名化ツールにおいて「市区町村コード＋支給番号」を基にハッシュ値を生成する。	補装具の支給決定単位を初回連携、月次差分、訂正、削除及び連携済データ再提出を通じて継続的に識別する。支給番号の原値は障害福祉 DB に保持しない。	生成元・役割は確定。具体的なハッシュ方式、連結方法、文字コード、桁数・形式は匿名化ツール仕様で定める。
申請 ID	匿名化ツールにおいて「市区町村コード＋申請受付番号＋申請日」の 3 項目から生成する。	同一申請で支給決定された複数の補装具レコードを束ねるグルーピングキー。障害福祉 DB の主キーには使用しない。	生成元・役割は確定。具体的な生成処理の方式・形式は匿名化ツール仕様で定める。

申請 ID は、同一申請に属する複数の補装具レコードを束ねるためのグルーピングキーとして、匿名化ツールで生成する。標準準拠システムでは申請 ID を生成しない。

申請 ID は「市区町村コード＋申請受付番号＋申請日」の 3 項目を生成元とする。匿名化支給番号は、匿名化ツールにおいて「市区町村コード＋支給番号」を基にハッシュ値を生成する。具体的なハッシュ方式、連結方法、文字コード、出力桁数及び形式等は匿名化ツール仕様で定める。支給番号の原値は障害福祉 DB には保持しない。市区町村コードは自治体識別・集計のため障害福祉 DB で保持し、宛名番号は識別子生成元に使用しない。

7.3 申請 ID 生成元項目修正時の取扱い

申請受付番号又は申請日を修正した場合は、当該申請に属する補装具情報の操作年月日・操作時刻を更新し、修正後の値を設定して月次差分として出力する。同一申請に複数の補装具情報が存在する場合は、当該申請に属するすべての補装具情報を出力対象とする。匿名化ツールでは、修正後の市区町村コード、申請受付番号及び申請日を基に申請 ID を再生成し、障害福祉 DB では匿名化支給番号により既存レコードを特定して申請 ID を更新する。

8. 出力項目概要

データ CSV の詳細な型、桁数、必須区分、設定・編集仕様及びコード体系は、別冊「補装具情報連携_CSV 項目定義書」に定める。本章では IF 上必要となる項目群の概要を示す。厚生労働省「補装具費支給申請決定簿」と本 IF 項目の対応関係は 9 章に示す。

初回連携に含まれる過去の支給決定情報については、標準準拠システムへの移行時に保持されていない項目の補完登録を求めない。初回連携時の各項目の必須条件及び空欄許容条件は、別冊「補装具情報連携_CSV 項目定義書」に定める。

分類	主な項目	備考
連携元・履歴識別	市区町村コード、支給番号、履歴番号	宛名番号は出力しない。支給番号は補装具単位の業務番号として扱う。
履歴・差分管理	削除フラグ、操作年月日、操作時刻	運用開始後の月次差分抽出の中核項目。
申請・判定	申請日、申請受付番号、申請種別コード、資格状態コード、判定依頼日、判定書受付日、迅速判定有無	資格状態コードは、支給決定後に「決定」以外（返還等）へ遷移し得ることを前提とし、支給決定後の状態把握に使用する。迅速判定有無は項目の保持・出力機能を実装対象としつつ、業務入力は任意とし、未入力は空欄を許容する。
支給決定・補装具	決定日、支給番号、補装具コード、補装具名、修理部位、補装具種目名称別コード	1 補装具 1 レコード。支給番号は補装具単位の業務番号であり、支給決定後に変更されないことを前提とする。匿名化ツールで「市区町村コード＋支給番号」を基に匿名化支給番号を生成し、障害福祉 DB には匿名化支給番号を格納する。支給番号の原値は保持しない。
事業者・金額	事業者コード、事業者名、基準額、利用者負担額、所得区分コード、公費負担額	事業者名は、補装具情報の事業者コードに対応する「補装具事業者マスタ情報」から取得して設定する。借受けに係る金額は、標準仕様・基本データリストの借受け専用項目を使用する。
履行・借受	適合判定日、納入日、支払日、借受期間開始日、借受期間終了日、廃止日	適合判定日対応区分=1 の場合に、当該レコードに値が登録されているとき設定する。納入日・支払日は借受け等で複数値となるため、最大 12 回分の繰返し項目とする。借受けに係る金額項目とは回次で対応付けない。借受期間終了前に廃止となった場合は廃止日を設定する。廃止日は当該条件に該当する場合の条件付き必須項目とする。ただし、初回連携に含まれる過去の支給決定情報について、標準準拠システムへの移行時に廃止日が引き継がれていない場合は空欄を許容し、過去分の補完登録は求めない。
借受け金額	借受初月・中間・最終月の基準額、法定内自己負担額、公費負担額、借受中間変更月等	標準仕様・基本データリストの管理単位に合わせて連携し、本 IF 独自の月別展開・再計算は行わない。

分類	主な項目	備考
支給取消	支給取消年月日、支給取消事由コード	支給取消情報を保持する自治体で設定する。保持しない自治体では、支給取消時に対象レコードを削除し、削除フラグ=1 として連携する。
ID4 生成用	氏名カナ、生年月日、性別	匿名化ツール内で ID4 生成後に削除。 生年月日は YYYY-MM-DD 形式で設定する。性別は 1：男、2：女のいずれかを設定する。ID4 生成後、カナ氏名、生年月日及び性別は削除し、障害福祉 DB には格納しない。
住民異動	異動年月日、異動事由	補装具の支給対象者本人の住民情報から連携時点の最新の異動年月日及び異動事由を取得して付加する。死亡・転出等の分析に使用する。住民異動情報のみが変更された場合も、補装具情報の操作日時を更新して月次差分として出力する。

9. 補装具費支給申請決定簿との対応関係

本 IF の業務項目は、厚生労働省「補装具費支給事務取扱指針」別添様式例第 10 号「補装具費支給申請決定簿」に記載される項目を基本としつつ、障害福祉 DB での分析、履歴管理、差分連携及び匿名化処理に必要な項目を追加・編集して構成する。決定簿をそのまま電子化するものではなく、氏名（漢字）、居住地、手帳番号等の直接識別情報については連携対象から除外する。

9.1 決定簿項目と本 IF 項目の対応

補装具費支給申請決定簿の項目	本 IF 対応項目	対応関係	備考
申請受付月日	申請日	対応	日付項目として出力する。
ケース番号	申請受付番号	対応	決定簿のケース番号に対応する標準システムの項目として申請受付番号を出力する。申請 ID は市区町村コード、申請受付番号及び申請日を生成元として匿名化ツールで生成する。
氏名	—	収集しない	氏名（漢字）は出力しない。ID4 生成用としてカナ氏名を別途匿名化ツールまで連携する。
居住地	—	収集しない	直接識別性が高く、障害福祉 DB の分析目的上不要なため出力しない。
手帳番号	—	収集しない	障害福祉 DB では収集しない方針とする。
購入・借受け・修理の別	申請種別コード	対応	コード値として出力する。
判定書受付年月日	判定書受付日	対応	日付項目として出力する。
判定依頼年月日	判定依頼日	対応	日付項目として出力する。

補装具費支給申請決定簿の項目	本 IF 対応項目	対応関係	備考
迅速判定の有無	迅速判定有無	対応	項目の保持・出力機能は実装対象とするが、業務上の入力は任意。値が登録されている場合に出力し、未入力は空欄とする。
支給決定月日	決定日	対応	支給決定日を出力する。
支給番号	支給番号	対応	補装具単位の業務番号として出力する。支給番号は支給決定後に変更されないことを前提とし、匿名化ツールで市区町村コードと組み合わせて匿名化支給番号を生成する。
補装具の名称及び修理部位	補装具名、修理部位	分割して対応	決定簿上の複合項目を CSV では 2 項目に分けて保持する。
種目名称別コード	補装具種目名称別コード	対応	コード項目として出力する。
補装具事業者名	事業者名	対応	補装具情報の事業者コードに対応する「補装具事業者マスタ情報」の事業者名を取得して設定する。
基準額	基準額	対応	金額項目として出力する。借受けの場合は借受初月・中間月・最終月の各基準額項目を使用する。
利用者負担額	利用者負担額	対応	金額項目として出力する。借受けの場合は標準仕様上の借受初月・借受中間月・借受最終月の法定内自己負担額を使用する。超過分自己負担額は本 IF の連携対象外とする。
世帯区分	所得区分コード	対応	コード項目として出力する。
適合判定月日	適合判定日	対応	適合判定日対応区分=1 の場合に、当該レコードに値が登録されているとき出力する。
引渡月日	納入日	対応	日付項目として出力する。
補装具費支払月日	支払日	対応	支払日として出力する。
支払金額	公費負担額	対応	金額項目として出力する。借受けの場合は借受初月・中間月・最終月の各公費負担額項目を使用する。
借受け期間	借受期間開始日、借受期間終了日	分割して対応	決定簿上の期間を開始日・終了日の 2 項目に分けて保持する。

9.2 決定簿にはない本 IF 追加項目

本 IF では、決定簿の業務項目に加え、標準準拠システムから障害福祉 DB への継続的な差分連携、履歴管理、コード分析及び ID4 生成のため、次の項目を追加する。

本 IF 追加項目	追加理由・用途
市区町村コード	連携元自治体の識別及び障害福祉 DB での自治体別集計に使用する。

本 IF 追加項目	追加理由・用途
履歴番号	標準準拠システムにおける同一補装具情報の履歴識別・版管理の補助情報として利用する。採番単位・更新方法はベンダ実装に依存し、本 IF では特定の管理単位を前提としない。月次差分抽出は操作年月日・操作時刻を基準とする。
削除フラグ	支給決定を経た補装具情報がシステム上削除状態となった場合も、その状態を差分連携するために使用する。支給取消情報を保持しない自治体では、支給取消となったレコードの削除連携にも使用する。
操作年月日・操作時刻	運用開始後の月次差分抽出の基準時刻として使用する。過去情報の修正、削除フラグ変更、資格状態変更及び住民異動情報のみの変更時にも、対象となる補装具情報の操作年月日・操作時刻を更新して差分出力する。初回一括では期間抽出条件に使用しない。
資格状態コード	支給決定後に「決定」以外（返還等）の状態へ遷移し得ることを前提とし、支給決定後の状態把握に使用する。資格状態の変更時は操作年月日・操作時刻を更新し、月次差分として連携する。
補装具コード	補装具のコードによる識別・集計・分析に使用する。
事業者コード	補装具事業者のコードによる識別・集計に使用する。事業者名は、事業者コードに対応する補装具事業者マスタ情報から取得して設定する。
支給取消年月日・支給取消事由コード	支給決定後の業務上の取消を把握するために使用する。支給取消情報を保持する自治体では削除フラグとは別項目として設定する。保持しない自治体では、支給取消時に対象レコードを削除し、削除フラグ=1 として連携する。
廃止日	借受期間終了前に借受けが廃止となった場合の終了実態を把握するために使用する。借受期間終了前に廃止となった場合の条件付き必須項目とする。 標準仕様上は、機能 ID「0221304」、基本データリストのデータ項目 ID「02204381」（データ項目：廃止日）に対応する。 障害者福祉システム標準仕様書第 6.0 版ではオプション項目である。 なお、標準準拠システムへの移行時に引き継がれる過去の支給決定情報について、移行元システムから廃止日が引き継がれていない場合は、当該項目の補完登録は求めない。
カナ氏名・生年月日・性別	匿名化ツールで ID4 を生成するためにのみ使用し、ID4 生成後は削除する。障害福祉 DB には格納しない。
異動年月日・異動事由	補装具の支給対象者本人の死亡、転出等を分析するため、住民情報から連携時点の最新の異動年月日及び異動事由を取得して付加する。住民異動情報のみが変更された場合も、対象者の補装具情報の操作年月日・操作時刻を更新して差分連携する。
匿名化支給番号	匿名化ツールにおいて「市区町村コード＋支給番号」を基に生成するハッシュ値。補装具の支給決定単位を継続的に識別するため障害福祉 DB に格納し、支給番号の原値は保持しない。具体的なハッシュ方式、連結方法、文字コード、桁数・形式は匿名化ツール仕様で定める。

10. 削除・支給取消の取扱い

項目	意味	障害福祉 DB での扱い
削除フラグ	標準システム上で当該履歴レコードが削除扱いであることを示す管理情報	原則、削除状態として履歴を保持する。ただし、支給取消情報を保持しない自治体において支給取消を削除フラグで連携する場合は、当該レコードを削除対象として処理する。
支給取消年月日／支給取消事由コード	業務上、支給決定が取り消されたことを示す情報	支給取消情報を保持する自治体では取消状態・理由を保持する。保持しない自治体では、削除フラグ=1 の連携を受けて当該レコードを削除対象として処理する。

- 支給取消情報を保持する自治体では、支給取消年月日及び支給取消事由コードを設定し、削除フラグとは別項目として扱う。
- 支給取消情報を保持しない自治体では、支給取消となった補装具レコードを削除し、削除フラグ=1 として連携する。障害福祉 DB では、当該削除連携を受けて対象レコードを削除対象として処理する。
- 削除フラグ=1 のレコードについても、市区町村コード及び支給番号を設定し、同一の補装具情報を識別可能な状態で出力する。

11. ファイル構成・ファイル命名

1 回の出力につき、制御情報ファイル及びデータファイルの 2 ファイルを生成する構成を基本とする。

ファイル	役割	ファイル名例（仮）
制御情報ファイル	補装具情報連携 IF 版、自治体コード、抽出開始日時・終了日時、出力区分、件数等を管理	HOSOGU_CTRL_131016_20261001000000.csv
データファイル	補装具情報の差分レコード本体	HOSOGU_DATA_131016_20261001000000.csv

11.1 制御情報項目

No.	管理項目	設定内容	必須
1	補装具情報連携 IF バージョン	当該 CSV の作成に使用した本 IF 仕様書のバージョン（例：0.4）	○
2	自治体コード	出力自治体を識別するコード	○

No.	管理項目	設定内容	必須
3	出力区分	01：初回一括、02：月次差分、03：連携済データ再提出。03 は、一度正常に障害福祉 DB へ連携済みとなった月次差分の対象レコードについて、当初と同一の抽出期間に係る対象データを全件再提出する場合に設定する。匿名化ツールでの検証エラー後の再提出には使用しない。	○
4	抽出開始日時	操作日時の抽出開始（YYYY-MM-DD hh:mm:ss）。01 では空欄。02 では対象月の抽出開始日時を設定する。03 では当初の月次差分提出時と同一の抽出開始日時を設定する。	○ (02・03)
5	抽出終了日時	操作日時の抽出終了（YYYY-MM-DD hh:mm:ss）。01 では空欄。02 では対象月の抽出終了日時を設定する。03 では当初の月次差分提出時と同一の抽出終了日時を設定する。	○ (02・03)
6	ファイル作成日時	ファイル生成日時	○
7	レコード件数	データファイルのレコード件数	○
8	支給取消項目対応区分	0：未対応（支給取消時は対象レコードを削除）、1：対応（支給取消年月日・支給取消事由コードを設定）	○
9	適合判定日対応区分	0：未対応、1：対応。適合判定日が空欄の場合に、システム未対応か、対応済みで当該レコードに値が未設定かを判別するために使用する。	○

制御情報 CSV の物理項目名、型、桁数、必須区分及び設定・編集仕様の詳細は、別冊「補装具情報連携_CSV 項目定義書」の「制御情報」シートに定める。

12. CSV 物理仕様

項目	仕様
ファイル形式	CSV（RFC 4180 相当）
文字コード	Shift-JIS（Windows-31J／CP932）。
BOM	なし
区切り文字	カンマ（,）
改行コード	CRLF
ヘッダ行	1 行目に物理項目名を出力
NULL	空欄

項目	仕様
日付	YYYY-MM-DD
時刻	HH:mm:ss（24 時間表記）
金額	円単位の整数。桁区切り・円記号なし
フラグ	0 又は 1
コード	文字列として扱い、先頭ゼロを保持
文字列囲み	必要に応じダブルクォート。引用符は RFC 4180 相当にエスケープ
レコード順	意味を持たせない
最大ファイルサイズ／件数	別途確定

- 文字要件は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。
- 本 IF における CSV ファイルの文字コードは、Shift-JIS（Windows-31J／CP932）とする。
- 文字列項目に外字が含まれる場合は、自治体と国保連合会との既存インターフェース仕様における取扱いと同様に、外字部分の文字コードをシフト JIS の外字コードに変換して格納する。
- 外字コードには、シフト JIS コード上の外字コード領域である 0xF040～0xF9FC の範囲を使用し、2 バイト目は 0x40～0x7E 又は 0x80～0xFC とする。

13. 出力時の検証要件

標準準拠システムから出力された補装具情報が本 IF で定める仕様に適合していることを確認するため、匿名化ツールにおいて出力データの検証を行う。検証は、「ファイル単位の検証」と「レコード単位の検証」に分けて実施する。

ファイル単位の検証では、ファイル構成、CSV 物理仕様、ヘッダ、IF バージョン、自治体コード、レコード件数、出力区分及び抽出期間等について、ファイル全体として本 IF の仕様に適合していることを確認する。

レコード単位の検証では、データ CSV の各レコードについて、必須項目の設定有無、データ形式、コード値、識別情報、操作日時及び項目間の整合性等が本 IF の仕様に適合していることを確認する。

検証の結果、エラーが検出された場合は、匿名化ツールからエラー内容を出力し、自治体において修正対象を特定できるようにする。ファイル単位又はレコード単位の検証において 1 件以上のエラーが検出された場合は、当該データファイル全体を受入不可とし、障害福祉 DB への連携は行わない。

匿名化ツールは、エラーコード、エラー内容、対象レコードを特定する情報、対象項目及び必要に応じて CSV 上の行番号等をエラー情報として出力する。具体的なエラーコード及びメッセージ形式は、匿名化ツール仕様で定める。

13.1 ファイル単位の検証

ファイル単位の検証では、出力されたファイルが本 IF で定めるファイル構成及び物理仕様等に適合し、ファイル全体として受入可能な状態であることを確認する。

No.	検証内容	取扱い
1	制御情報ファイル及びデータファイルが所定の構成であること	ファイルエラー
2	ファイル形式、文字コード、外字コードを含む文字要件、区切り文字、改行コード等が CSV 物理仕様に適合していること	ファイルエラー
3	ヘッダの物理項目名、項目数及び順序が本 IF に適合していること	ファイルエラー
4	補装具情報連携 IF バージョンが受入可能なバージョンであること	ファイルエラー
5	制御情報の自治体コードが設定され、データ CSV の市区町村コードと整合していること	ファイルエラー
6	制御情報のレコード件数とデータ CSV の実レコード件数が一致すること	ファイルエラー
7	出力区分が 01、02 又は 03 のいずれかであること	ファイルエラー
8	出力区分が 02 又は 03 の場合、抽出開始日時及び抽出終了日時が設定され、抽出開始日時＜抽出終了日時であること	ファイルエラー
9	支給取消項目対応区分が 0 又は 1 であること	ファイルエラー
10	適合判定日対応区分が 0 又は 1 であること	ファイルエラー

13.2 レコード単位の検証

レコード単位の検証では、データ CSV に含まれる各レコードについて、必須項目、データ形式、コード値及び項目間の整合性等が本 IF で定める仕様に適合していることを確認する。

出力区分「01：初回一括」に含まれる過去移行データについては、別冊「補装具情報連携_CSV 項目定義書」において初回連携時の空欄を許容する項目は、未設定であることを理由としたレコードエラーの対象外とする。

一方、同項目定義書において初回連携時も必須とする項目については、出力区分「01：初回一括」の場合も必須項目の設定有無を検証する。

No.	検証内容	取扱い
1	本 IF で必須とする項目が設定されていること。ただし、出力区分「01：初回一括」の場合は、別冊 CSV 項目定義書において初回連携時の空欄を許容する項目を除く。	レコードエラー
2	市区町村コード、支給番号及び履歴番号が設定されていること。削除フラグ=1 のレコードについても市区町村コード及び支給番号が設定されていること	レコードエラー
3	削除フラグが 0 又は 1 であること	レコードエラー

4	操作年月日・操作時刻が設定され、有効な日時であること	レコードエラー
5	出力区分が 02 又は 03 の場合、操作日時が抽出開始日時以上・抽出終了日時未満であること	レコードエラー
6	日付、時刻及び金額項目が所定の形式であること	レコードエラー
7	コード項目が本 IF で定義したコード体系に従っていること	レコードエラー
8	ID4 生成用のカナ氏名、生年月日及び性別がすべて設定されていること。また、性別が『1：男』又は『2：女』のいずれかであること。	レコードエラー
9	申請 ID 生成元の申請受付番号及び申請日が設定されていること	レコードエラー
10	支給取消項目対応区分=0 の場合は支給取消年月日・支給取消事由コードを設定しないこと。対応区分=1 の場合は、支給取消情報を設定する際に支給取消年月日及び支給取消事由コードの内容が整合していること	レコードエラー
11	適合判定日対応区分=0 の場合は適合判定日を設定しないこと。対応区分=1 の場合は、当該レコードに値が登録されているとき設定すること	レコードエラー
12	修理、借受け等の条件付き必須項目について、該当条件に応じた設定が行われていること。ただし、出力区分「01：初回一括」の場合は、別冊 CSV 項目定義書において初回連携時の空欄を許容する項目を除く。	レコードエラー
13	納入日及び支払日の繰返し項目が、第 1 回から第 12 回までの所定の項目構成に従って設定されていること。	レコードエラー

13.3 エラー判定の基本原則

ファイル単位又はレコード単位の検証において 1 件以上のエラーが検出された場合は、当該データファイル全体を受入不可とし、障害福祉 DB への連携は行わない。正常なレコードのみを部分的に受け入れる処理は行わない。

14. エラー時及び連携済データ再提出時の取扱い

本章では、匿名化ツールにおける検証結果に基づくエラー時の対応及び、障害福祉 DB への連携後に再提出が必要となった場合の取扱いを定める。匿名化ツールでファイル単位又はレコード単位のエラーが検出された場合は、当該データファイル全体を処理対象外とし、障害福祉 DB への連携は行わない。自治体は、匿名化ツールから出力されたエラー情報を確認して原因を修正し、当初の出力区分を維持した上で対象データを再提出する。

一方、既に障害福祉 DB への正常連携が完了している月次差分データを再提出する場合は、「03：連携済データ再提出」を使用する。なお、初回一括データの正常連携後に全面的な再提出が必要となった場合は、「03：連携済データ再提出」は使用せず、障害福祉 DB 側と対応方法を協議する。

14.1 エラー発生時の取扱い

匿名化ツールにおける検証でファイル単位又はレコード単位のエラーが検出された場合は、当該ファイル全体を処理対象外とし、障害福祉 DB への連携は行わない。匿名化ツールは、自治体において修正箇所を特定できるよう、エラーコード、エラー内容、対象レコードを特定する情報、対象項目及び必要に応じて CSV 上

の行番号等のエラー情報を出力する。具体的なエラーコード及びメッセージ形式は匿名化ツール仕様で定める。

14.2 エラー修正後の再提出

匿名化ツールにおける検証でエラーとなり、障害福祉 DB への連携が完了していない場合は、自治体においてエラー原因を修正した後、対象データを再度提出する。この場合、「03：連携済データ再提出」は使用せず、当初の出力区分を維持する。初回一括であれば「01：初回一括」を設定し、初回一括の対象データを全件再提出する。月次差分であれば「02：月次差分」を設定し、当初提出時と同一の抽出開始日時及び抽出終了日時を設定した上で、当該抽出期間に係る対象データを全件再提出する。

14.3 「03：連携済データ再提出」の取扱い

「03：連携済データ再提出」は、一度正常に障害福祉 DB へ連携済みとなった月次差分の対象レコードについて、当初と同一の抽出期間に係る対象データを改めて全件提出する必要が生じた場合に設定する。

「03：連携済データ再提出」を設定する場合は、当初の月次差分提出時と同一の抽出開始日時及び抽出終了日時を設定し、当該抽出期間に係る対象データを全件出力する。例えば、前月分の月次差分データについて障害福祉 DB への連携まで正常に完了した後、翌月以降に運用上の理由等により前月分を改めて全件提出する必要が生じた場合に使用する。

匿名化ツールにおける検証エラーにより障害福祉 DB への連携が完了していないデータを修正後に再度提出する場合は、「03：連携済データ再提出」には該当しない。

14.4 初回一括データを全面的に再提出する場合

「01：初回一括」により障害福祉 DB への正常連携が完了した後、初回一括データを全面的に再提出する必要が生じた場合は、「03：連携済データ再提出」を使用しない。この場合は、障害福祉 DB のヘルプデスクに連絡し、対応方法を協議する。原則として、障害福祉 DB 側において既に登録された初回一括データの取扱いを整理し、必要に応じて既存データをクリアした上で、改めて「01：初回一括」として提出する。

15. 参考資料

- 厚生労働省「標準仕様書・標準化基準（障害者福祉）」第 6.0 版（令和 8 年 8 月）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20807.html
- 厚生労働省「障害者福祉システム標準仕様書 第 6.0 版」 https://www.mhlw.go.jp/content/001743793.pdf
- デジタル庁「データ要件・連携要件の標準仕様」（2026 年 9 月 30 日更新）https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/specification
- デジタル庁「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書及びデータ要件・連携要件標準仕様書に関するリファレンス（推奨指針）」 https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/common-feature-specification
- 厚生労働省「補装具費支給事務取扱指針 別添様式例第 10 号 補装具費支給申請決定簿」https://www.mhlw.go.jp/content/001499727.pdf